

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	株式会社コメリ
【英訳名】	KOMERI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 捧 雄一郎
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 早川 博
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 早川 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月25日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

資本準備金29,855,451,067円のうち24,855,451,067円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を5,000,000,000円とする。

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年7月31日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款について、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、捧雄一郎、石澤登、田邊正、松田修一、木内政雄、和田裕、早川博、鈴木勝志及び保坂直志の9名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、住吉正二郎、藤田善六及び田久保武志の3名を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額60百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社に移行するため、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（＝BBT（Board Benefit Trust））」に係る報酬枠を設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	447,960	195	0	(注)1	可決 99.96
第2号議案	446,669	1,486	0	(注)2	可決 99.67
第3号議案				(注)3	
捧 雄一郎	430,335	17,820	0		可決 96.02
石澤 登	445,231	2,924	0		可決 99.35
田邊 正	445,221	2,934	0		可決 99.35
松田修一	404,105	44,050	0		可決 90.17
木内政雄	446,496	1,659	0		可決 99.63
和田 裕	446,572	1,583	0		可決 99.65
早川 博	445,237	2,918	0		可決 99.35
鈴木勝志	445,236	2,919	0		可決 99.35
保坂直志	445,221	2,934	0		可決 99.35
第4号議案				(注)3	
住吉正二郎	442,587	5,566	0		可決 98.76
藤田善六	408,479	39,674	0		可決 91.15
田久保武志	445,654	2,499	0		可決 99.44
第5号議案	447,669	435	51	(注)1	可決 99.89
第6号議案	437,314	10,790	51	(注)1	可決 97.58
第7号議案	386,923	61,075	0	(注)1	可決 86.37

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上